

奈良県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十八年一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

O くりNP 村まちづ 人東吉野	特定非営 利活動法	吉野郡東吉野 村大字木津一 五三	名称	訪問看護ステーション等 又は居宅介護事業所若し くは居宅介護支援事業所	居宅サービスの 種類	指定年月日
	あいの家 居宅介護 支援事業 所	吉野郡東吉野 村大字木津一 五三	所在地			
	業	居宅介護支援事 業				平成二十七 年十一月一 日